経済産業省

資料10

安全保障貿易管理を巡る最近の動向

令和4年6月20日
経済産業省　貿易管理部
安全保障貿易管理課

安全保障貿易管理を巡る動向

外為法に基づき許可対象となる技術提供（現状）

- 外為法に基づき、規制対象技術を提供することを目的とする以下の取引が許可対象

  ①**外国において技術提供することを目的とする取引**※（ボーダー管理）

  ※技術の提供自体について許可を取っていない場合、特定の技術を持ち出す行為、特定の技術の電子データの外国への送信行為について許可が必要。

  ②**国内において、居住者から非居住者に技術提供することを目的とする取引**（「みなし輸出」管理）

- **入国後６ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者**として扱われ、**「みなし」輸出管理の対象外**

  →外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない

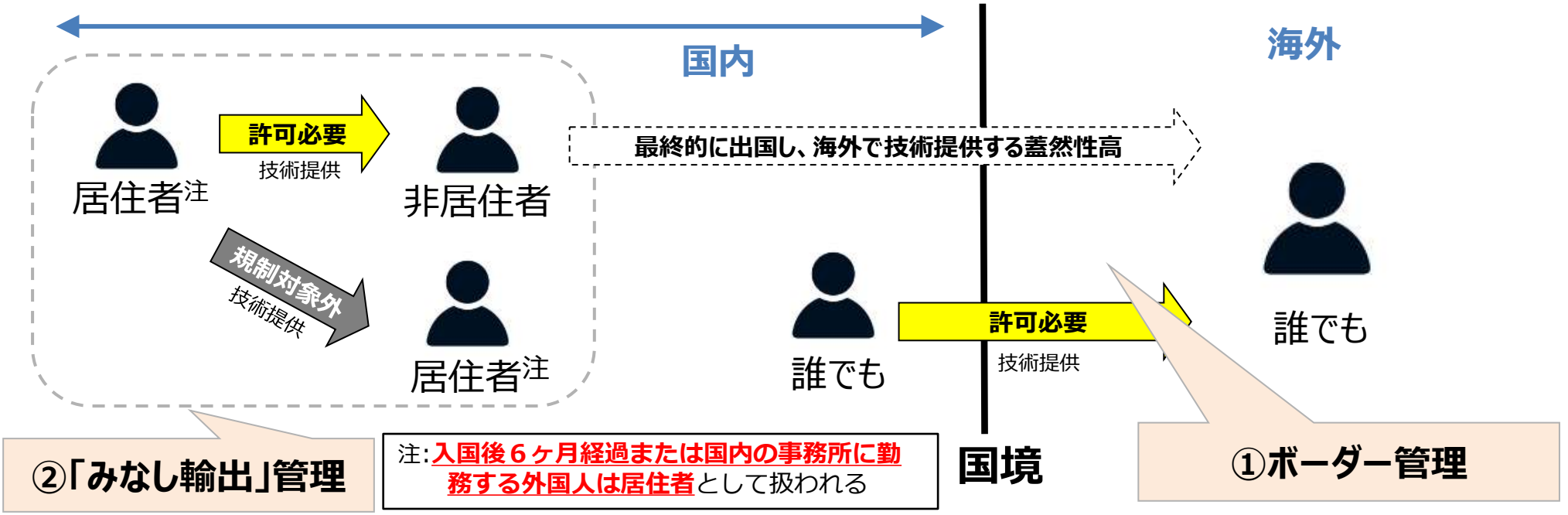

「みなし輸出」管理の運用明確化

昨年１１月１８日公表、本年５月１日適用開始

- **「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」**について、**居住者への機微技術提供であっても、**当該居住者が、**非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一**と考えられるほどに当該非居住者から**強い影響を受けている状態（特定類型）に該当**する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。

制度見直し

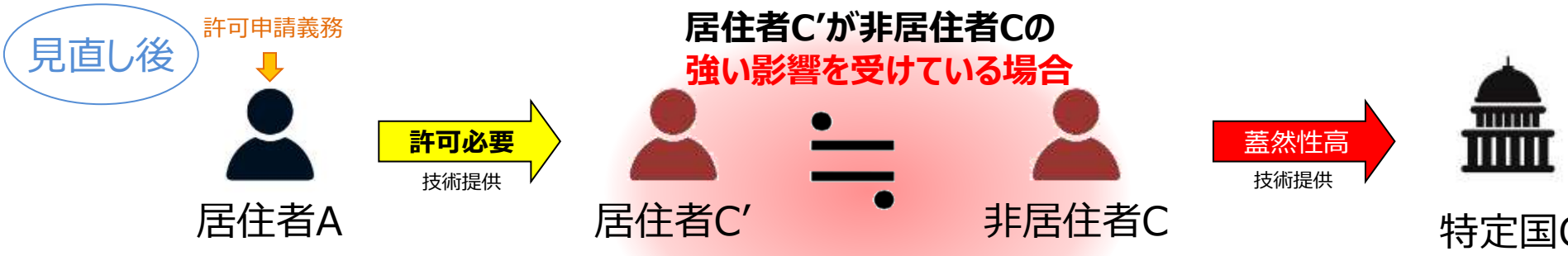

①外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者　への提供
② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者　への提供
③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者　への提供

「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

- 以下の特定類型に該当する居住者への技術の提供については、みなし輸出管理の対象。
- あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。**

類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：グループ会社以外の**外国企業**（× 外資系企業）**と兼業している**日本の企業の従業員への提供

例②：グループ会社以外の**外国企業**（× 外資系企業）**の取締役・監査役に就任**している日本の企業の取締役・監査役への提供

類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：**外国政府から留学資金の提供を受けている**学生への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加**し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供

類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、**業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定**。
- 昨今の安全保障環境下において**機微な貨物等の管理が一層求められていること**や、**機微な貨物の流出事案が発生**する中、一層の体制整備を通じて、不正輸出等の未然防止を図ることが重要であり、**令和３年１１月１８日に省令を改正**（令和４年５月１日施行）。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

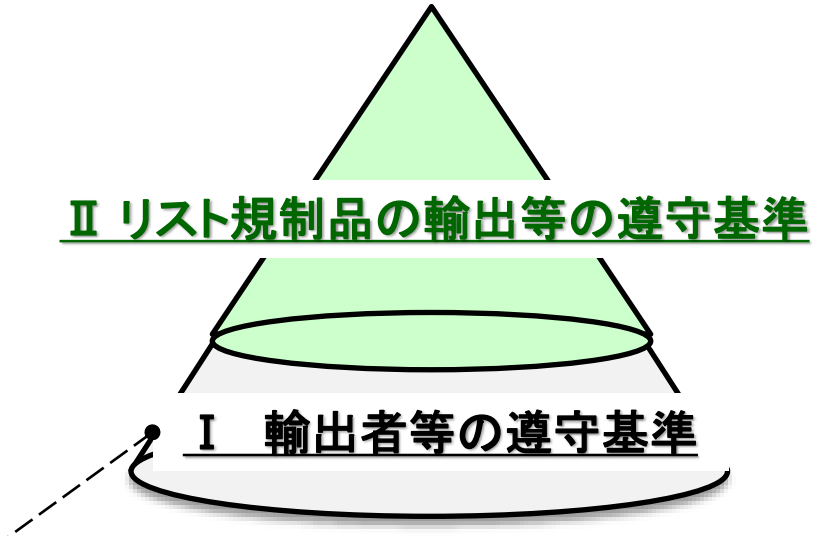

Ⅰ 輸出等を行うに当たって遵守する基準

① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。

② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

※ 赤字部分は令和３年１１月に改正

① 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。

② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。

③ 該非確認に係る手続を定めること。

④ 輸出等に当たり用途確認及び**需要者等の確認**を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。**需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。**

⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。

⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。

⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。

⑧ **子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。**

⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。

⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

輸出者等遵守基準を定める省令の改正概要

- 昨今の安全保障環境下において**安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていること**や、我が国から輸出された**安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生**している中、安全保障貿易管理体制の一層の整備を通じて、不正輸出等の未然防止を図る。

（具体的には以下の対応が必要）

✓ 需要者等の確認を適切に実施すること、その際には需要者以外から間接的に取得した情報を鵜呑みにせず、確認を行うこと。

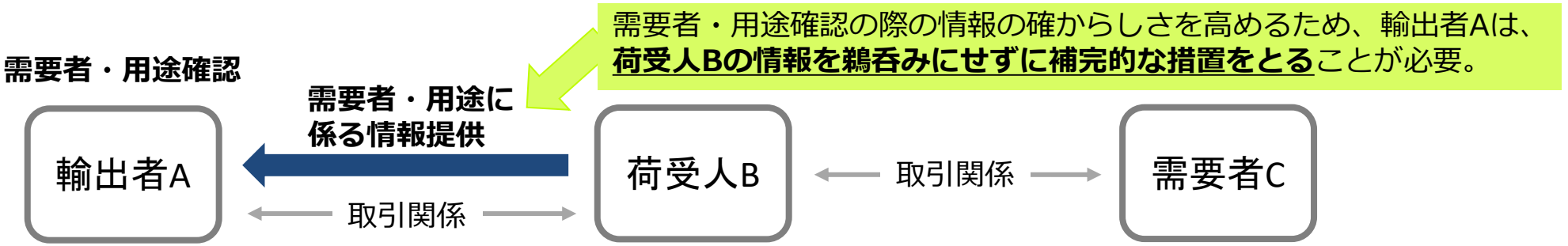

✓ 安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社（**海外子会社**を含む）がいる場合、当該子会社に対する安全保障貿易管理に係る指導等を行うこと。

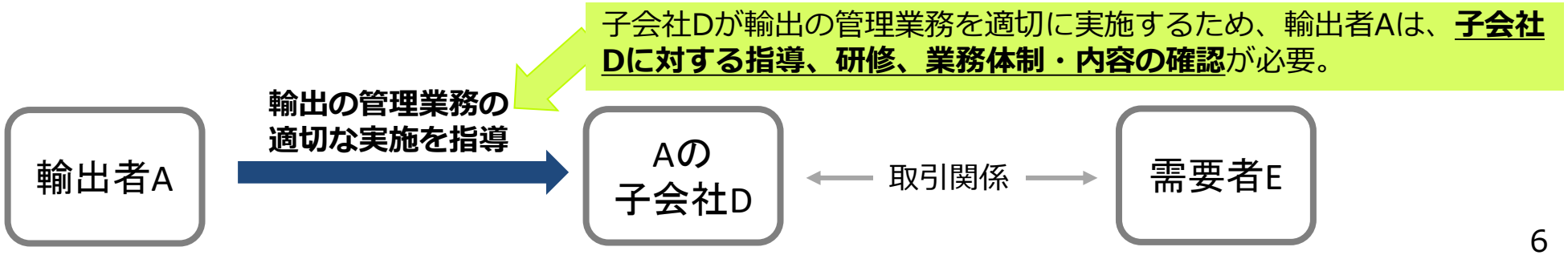

安全保障貿易管理ガイダンス[入門編]

- 輸出管理の概要や手順などをわかりやすく解説。**令和４年３月に第二版を公表**。
- 実務マニュアルや該非判定の事例、用語集、帳票も掲載されており、社内の輸出管理を強化・推進し、関係法令の遵守及び違反の未然防止を効果的に図るために活用可能。

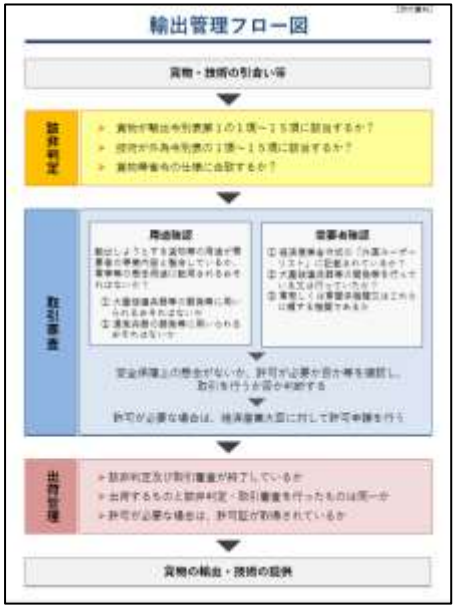

参考：安全保障貿易管理ガイダンス【入門編】https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html

（参考）ロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等について

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、以下の輸出入禁止措置を実施。

輸出等禁止措置

（１）国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出等の禁止措置 【3月18日施行】
※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

（２）ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置 【3月18日施行】
※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術

（３）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置
※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア201団体、ベラルーシ２団体。
【3月18日施行、4月1日団体追加、5月17日団体追加】

（４）ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置 【5月20日施行】
※対象品目：量子コンピュータ、３Dプリンター等及び関連技術

（５）ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
【3月18日施行、5月20日品目追加（石油精製関連の触媒）】

（６）ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置 【6月17日施行】
※対象品目：貨物自動車、ブルドーザー等

（７）ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置 【4月5日施行】
※対象品目：高級自動車、宝飾品等

輸入禁止措置

（８）ロシアからの一部物品の輸入禁止措置 【4月19日施行】
※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

輸出入禁止措置

（９）「ドネツク人民共和国」（自称） 及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置
【輸入禁止は2月26日施行、輸出禁止は3月18日施行】

技術情報管理認証制度

技術情報管理認証制度の概要

- 国が認定した**認証機関が、事業者の技術情報管理体制や状況を審査・認証**。
  （改正産業競争力強化法、平成30年9月25日施行）
- 技術情報流出リスクに備えて、民間事業者は認証制度を活用し、**サプライチェーン全体の技術情報管理体制の強靱化**が可能。
- サプライヤーは、認証取得によって技術情報管理体制が構築されていることを客観的に示し、**取引先の信頼を獲得**することが可能。
- これまで**７機関**を認証機関として認定、認証取得事業者は**３２社**（令和４年６月時点）。

事業者　技術情報の態様、価値等に応じて必要な管理策を実施、認証申請

申請

審査・認証

（主たる技術情報の管理基準）

①管理者の選任

➡小規模の場合は経営者の兼任も可能。

②情報の取扱い（管理、複製、廃棄等）

➡USB等への情報の記録の管理なども含め、作成から廃棄までのプロセスを通じた適切な管理の実施。

③従業員向けトレーニング

➡具体的な技術等情報の取扱手続、報告手続、違反があった場合の処分の周知等のトレーニング項目を具体的に提示。

④情報のアクセス制限（人）

➡情報へのアクセス権の制限を基礎に、アクセス権を設定する際の考慮事項等も提示。

⑤情報を保管する金庫や扱うエリア

➡金庫で保管できるものは保管し、金庫で取り扱えないものは情報を取り扱うエリアを制限。
鍵の管理、金庫、制限エリアの構造等の強度を具体的に提示。

⑥情報システムのセキュリティ

➡電子情報の場合は、USB等の持出しやサーバ上のアクセスの管理を基礎に、ファイアウォールの導入、
ログ取得、IDS、IPS導入等を具体的に提示。データセンタへのハウジング、クラウド管理も想定。

認証機関（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関）　国の基準を満たすか客観的に審査・認証

技術情報管理認証制度のメリット

- 技術情報管理認証を取得した事業者の多くが、**技術情報の管理体制が整備できていることを取引先に示すことができる**ことに加え、**社内の情報管理意識の向上**につながることから認証取得の重要性・意義を強調。

株式会社山本金属製作所

高度なものづくりを支援する事業を行っており、お客様のビジネスに関わる情報を扱うにあたり、情報管理は非常に重要と考える。認証取得は、リテラシーの底上げにも効果的であり、今後も、生産性を阻害することなく、自社の強みを活かした情報管理の仕組みを構築していきたい。

日本金型工業会（株式会社小出製作所）

認証取得をきっかけに、情報管理の取組の一歩を進められた意義は大きい。業界として認証に一足早く取り組むことで、社員1人1人が情報を守る意識を高めていき、近い将来、お客様から情報管理を求められた時にも、その期待に十分に応えていきたい。

認証取得事業者への低利融資制度（令和4年度　財政投融資計画）

- **日本政策金融公庫の「IT活用促進資金」**は、情報技術の活用の促進を図る中小企業を支援。
- **技術情報管理認証を取得した中小企業**に対し、IT関連設備を取得するための設備資金及び運転資金を融資。

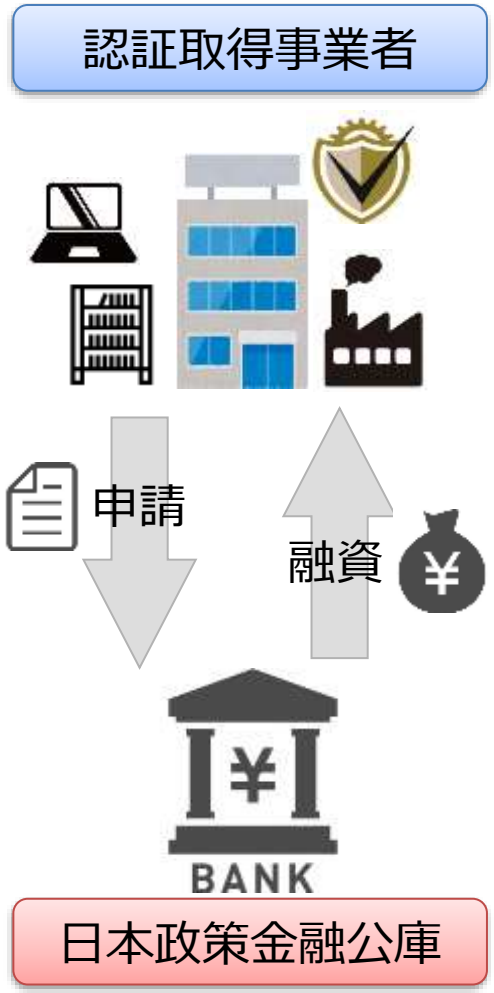

IT活用促進資金の概要（技術情報管理認証関連部分）

貸付対象	1．電子計算機（ソフトウェアを含む）※ 2．周辺装置（モデムなどの通信装置など） 3．端末装置（多機能情報端末など） 4．被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など） 5．関連設備（LANケーブルや電源設備など） 6．関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠なもの） ※2～6の他の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象
利 率	基準利率。ただし、技術情報管理認証の取得事業者は、2億7千万円を限度とし設備資金について特別利率①（基準利率－0．4%※）を適用。 ※令和4年4月時点の利率
融資限度額	7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

研究開発事業を通じた認証取得支援（令和４年度Go-Tech事業）

- 中小企業等の技術情報管理体制の整備を支援するため、令和４年度「**成長型中小企業等研究開発支援事業**（Go-Tech事業）」（旧サポイン・サビサポ事業）において、以下の措置により認証取得を推奨。
  - ✓ 申請時に**技術情報の管理の実施状況を申告**してもらう（認証取得済の場合は不要）
  - ✓ **認証取得費用を補助対象**とする

成長型中小企業等研究開発支援事業の概要（補助率 原則２／３以内）
○中小企業者等が行う、事業化につながるような研究開発や販路開拓等の取組を支援。
○研究開発等に当たって事業者は、複数の企業や、大学・公設試等の研究機関等、及びアドバイザー等と連携し、共同体を構成。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2022/220225mono.html

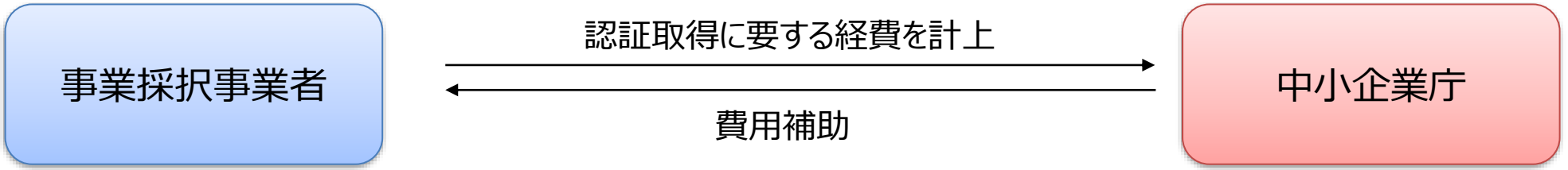

成長型中小企業等研究開発支援事業公募要領（抜粋）

５．補助対象経費　④　６）その他
○上記の各項目以外に、事業の実施に直接必要な以下に指定する経費。
※本項目には、大学等の研究機関におけるバイアウト経費（以下の URL 参照）又は**技術情報管理認証制度**（【参考 12】参照）**の認証取得に要する経費のみ計上**できます。

６．申請手続き等の概要　（５）⑥　６）営業秘密・技術情報等の管理
○本事業では、共同体を組むことを必須としており、中小企業における情報の管理はオープンイノベーションを推進する観点からも重要であるため、**技術情報管理認証制度**（【参考 12】参照）**による認証の取得を推奨しています**。本事業の応募申請を行う際には、主たる研究等実施機関は技術等情報の管理について実施状況を申告いただきます。ただし、技術情報管理認証制度により認証を受けている場合は不要です。

【参考12】技術情報管理認証制度
産業競争力強化法に基づき、企業の技術等の情報の管理について、国で示した「守り方」に即して守られているかどうかを、国の認定を受けた機関による認証を受けられる制度です。詳細については、下記URLをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html

技術情報管理認証制度に係る告示の改正

- 制度のさらなる普及を進めるために、自己適合宣言型認証の見直しや、認証プロセスの簡素化等を行う。
- 有識者検討会及びWGに加え、関係省庁との議論を踏まえ、告示改正案について**パブリックコメントを実施。今後速やかに公布・施行**を行う予定。
- **自己適合宣言型認証については認証機関が認証する仕組みを削除、チェックリストにより事業者が自ら確認**する取り組みを促進。

有識者検討会およびWGでの主な意見

- ✓ 現状の自己適合宣言型認証は認証機関として内容のチェックができないため責任が曖昧で、認証制度の信頼性が損なわれる。
- ✓ 審査プロセスを簡略化すべき。他方、審査機関ごとにばらつきが生じないよう、認証レベルの質を担保すべき。
- ✓ 認証機関ごとのばらつきを防ぐため、第三者認証の有効期間を3年に統一すべき。
- ✓ 技術の進展や事業活動の拡大を踏まえ、有効期間内の定期報告が必要。

改正項目と内容

自己適合宣言型認証の位置づけの変更

・認証機関が認証する仕組みを削除

・事業者が技術情報管理を適切に実施できていることを自ら確認するために必要な施策を適切に実施する旨を促進指針に追記

審査プロセスの簡素化

・重層的な審査プロセスの統合、柔軟性の確保

・重複する手続（契約手続等）の一本化

認証の有効期間及び定期報告の必要性の明確化

・認証の有効期間を「3年」に統一

・１年ごとの定期報告実施を求める

※その他、決定していたロゴマークの制度への活用

技術情報管理のための専門家派遣事業

- 経済産業省では、適切な技術情報管理を促進するため、①制度運用の見直し、②認証取得メリットの創出、③**認証機関及び事業者への支援**等を実施。
- 認証取得を検討する事業者等への支援として、情報管理の**専門家を派遣**し、**守るべき技術情報の見極め**や具体的な**情報管理手法のアドバイス**に加え、業界毎の標準的な技術情報管理手法（モデル）の確立をサポート。【令和２年度利用実績：延べ176回、令和３年度利用実績：延べ82回】

専門家派遣事業の流れ

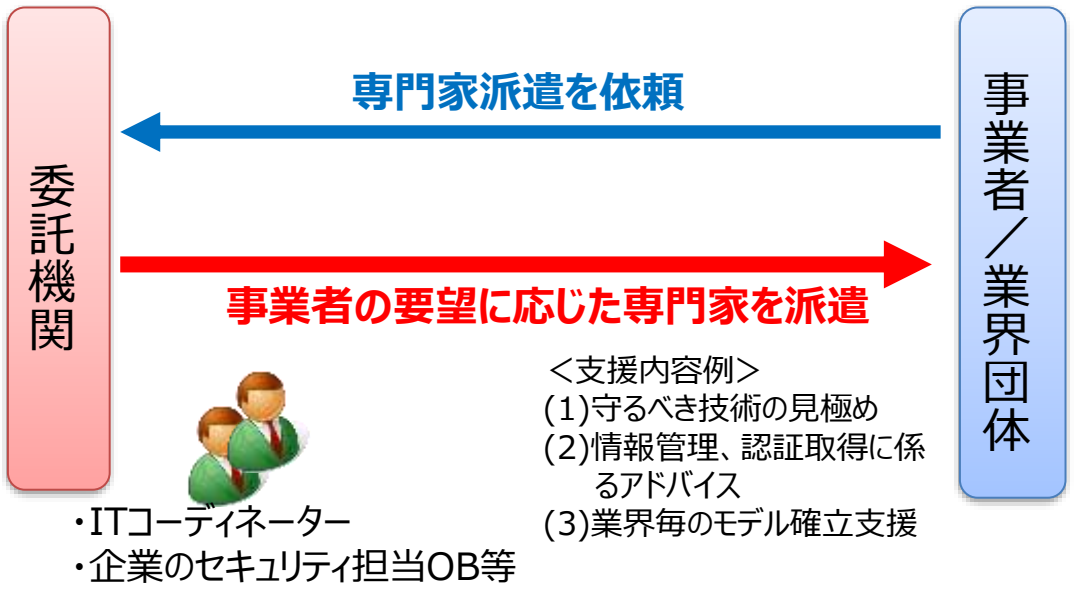

守るべき技術情報の例

※詳細についてはウェブサイトへ。パンフレット、研修素材などもダウンロードいただけます。

経産省　重要技術マネジメント　検索

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html